

お客さま各位

手形・小切手の最終振出期限の設定および他行を支払地とする
手形・小切手の預金入金扱いの受付終了について

平素より、島根益田信用組合をお引き立て賜り、厚く御礼申し上げます

当組合では、2021年6月に政府より公表された「成長戦略実行計画」に基づき、2026年度末（令和9年3月末）までの手形・小切手機能の全面的な電子化への取り組みの一環として、下記の通り対応いたしますのでお知らせします。

今後とも、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 手形・小切手の最終振出期限の設定

【最終振出期限：2026年9月30日（水）】

当組合の手形・小切手の最終振出期限を2026年9月30日（水）とします。最終振出期限日より後に振り出された手形・小切手は、当座預金からのお支払いができません。

なお、お客さまご自身が当座預金口座から出金するための小切手の振出は、2027年3月31日まで可能です。

2. 他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付終了

【受付終了日：2026年9月30日（水）】

2026年9月30日（水）をもって、他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付を終了します。

なお、当組合を支払地とする手形・小切手は、2027年3月31日まで引き続き受付可能です。

3. その他

電子化により、事務負担の軽減、コストの削減、紛失リスクの軽減等が図られますので、手形・小切手をご利用中のお客さまにおかれましては、電子記録債権（でんさいネットサービス）への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

ご不明な点等ございましたら、当組合窓口へお問い合わせください。

以上